

# 定 款

株式会社ノダ

(2023年2月27日)

# 株式会社ノダ 定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社ノダと称し、その英文は、NODA CORPORATIONとする。

### (目的)

第2条 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 合板の製造、加工並びに販売
- (2) 繊維板の製造、加工並びに販売
- (3) 無機質建材の製造、加工並びに販売
- (4) 製材品及び床材の製造、加工並びに販売
- (5) チップ及びパルプの製造並びに販売
- (6) 合成樹脂及び塗料の製造並びに販売
- (7) 家具及び住宅機器の製造並びに販売
- (8) 山林並びに木材の売買
- (9) 木材加工関連機械の売買
- (10) 前各号の製品、原料、部品及び関連製品の輸出入
- (11) 建築の設計、施工並びに販売
- (12) 宅地の造成並びに不動産の管理及び売買
- (13) 損害保険代理業
- (14) 通信回線の加入手続代行業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都台東区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 68,303,200 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によつて自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面への記載を省略することができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事録には、株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の書面決議)

- 第 26 条 当会社は、招集権者・議長が必要と認め会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

- 第 30 条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

2. 当会社は、取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間等)

第42条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。